○経済産業大臣臨時代理解職
　国務大臣　石原　伸晃
経済産業大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　同　石原　伸晃
内閣府特命担当大臣茂木敏充帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を免ずる（以上二月十一日）
　特命全権公使　野田　仁
願に依り本官を免ずる（二月十二日）

復興庁

（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　星野　岳穂
復興事務官（統括官付参事官）に併任する（二月八日）

法務省

土肥　将人　前田　惠三　宮﨑万壽夫
判事兼簡易裁判所判事　坂田威一郎
同　村主　隆行
平成二十五年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は平成二十五年十一月三十日までとする（各通）
　検事　石山　宏樹
平成二十五年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十五年十一月三十日までとする
　検事兼法務事務官　佐久間佳枝
平成二十五年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十五年十月三十一日までとする
　検事　中村　功一
平成二十五年司法試験予備試験考査委員の併任を解除する（以上二月一日）

○定年退官
　越谷区検察庁副検事小林隆男は、検察庁法第二十二条の規定により二月十一日限り定年退官

外務省

外務事務官（在香港日本国総領事館総領事）に採用する
（在リオデジャネイロ日本国総領事館総領事）外務事務官　渡邉　優
大臣官房審議官に転任させる
中東アフリカ局に併任する
中東アフリカ局アフリカ部に併任する（以上二月十二日）

最高裁判所

水戸地方裁判所判事兼水戸家庭裁判所判事・土浦簡易裁判所判事　神田　大助
東京地方裁判所判事に補する
司法研修所教官に充てる
東京簡易裁判所判事に補する（二月八日）

皇室事項

御答信
　天皇陛下から平成二十四年十一月三十日ルーマニア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、一月十八日御答信があった。
　天皇陛下から平成二十四年十二月十二日フィリピン国大統領閣下へ発せられた御見舞電報に対し、二月四日御答信があった。

御答電
　天皇陛下から一月一日ミャンマー国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同月十八日御答電があった。
　天皇陛下から平成二十四年十二月十四日バレーン国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、一月二十九日御答電があった。

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について
　労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、国鉄西日本動力車労働組合から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成25年2月17日以降、同組合の組合員が従事する別記の職場（大阪府及び広島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。
　平成25年2月14日
厚生労働大臣　田村　憲久

別記
大阪府　四条畷駅
広島県　五日市駅

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催
　ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。
　平成二十五年二月十四日
東北経済産業局長　山田　尚義
一　件名　鶴岡瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十五年三月十五日　午後二時から
三　場所　鶴岡産業会館四階第二会議室（山形県鶴岡市馬場町十一番六十三号）
四　事案の要旨
1　一般ガス供給約款の変更（経年導管の入れ替え等保安確保に要する経費の増加及び石油石炭税に地球温暖化防止策のための税が上乗せされたことに伴うガス料金総原価見直しによる料金改定。）
2　詳細は、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）並びに鶴岡瓦斯株式会社（山形県鶴岡市鳥居町十五番二十二号）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「鶴岡瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十五年二月二十八日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「鶴岡瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十五年二月二十八日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書
東北経済産業局長　殿
届出者　氏名（ふりがな）　（郵便番号）
住所　（電話番号）
職業

鶴岡瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格A4とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。